

	項目	要望・意見	回答
1	新型コロナウイルスに対する対応	<p>保育施設において新型コロナウイルスが発生した際に混乱を招かないようにと以前から対応マニュアルの整備を要望していた。しかし、結局発生するたびに各施設ごとに一から一つひとつ対応せざるを得ず、現場に混乱が起こっている。</p> <p>以前に発生した施設の対応ノウハウが生かされていない。市として必要な情報を整理して各施設に開示して、今後の発生に備えるべきと考える。もしそれがなければ保育協議会として取りまとめるが、本来それは行政の仕事ではないか。もしくは、保育施設と一緒にあって対応策をまとめるのはどうだろうか。</p> <p>また、なぜ一部の保育園では、あれだけのクラスター感染になってしまったのか？今後のために市が考える原因と今後そうならないための対応策を提示してもらいたい。</p> <p>それがないと、また同様なことが起こってしまうと危惧される。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症が発生した際の各教育・保育施設等での対応については、感染状況や感染判明前の利用状況等から事案ごとに対応方法を決めていく必要があるため、マニュアルとしてまとめることは困難と考えております。</p> <p>なお、市では新型コロナウイルス感染症に対する教育・保育施設等における対応については、令和2年12月22日付け令2子育第5466号「新型コロナウイルス感染症による休園等に関するFAQについて」などで既にお示ししております。</p> <p>また、今回のクラスター感染が発生した原因を特定することは困難ですが、一般的には施設クラスターの原因として、基本的な感染予防・まん延防止策不足のほか、体調不良時の勤務や施設利用などが原因に挙げられることから、職員や園児の体調管理の徹底と体調不良時には無理をせず休むことができる環境作りが大切だと考えております。感染対策としては、手洗いの励行、マスクの着用、施設内の共有部分の定期的な消毒ならびに適切な換気の実施などの感染防止対策に取り組むことが重要であります。</p> <p>いずれも日頃から行っていることだと思いますが、引き続き実施の継続と徹底をお願いします。</p>
2	県民防災の日に関連した市の危機管理体制について	<p>今年の3.11の際も、今回の県民防災の日においても、秋田市において広域的な避難訓練が企画されていない。止む無く当園では単独での避難訓練を実施した。</p> <p>昨年そして今年できなかったことを、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点とする向きもある。</p> <p>しかし実際は、こちらから市に働きかけたが3年前も2年前も広域での避難訓練は実施されていなかった。</p> <p>「健康で安心安全に暮らせるまち」の実現を目指すのであれば、地域において定期的な避難訓練は是非実施して欲しい。</p> <p>新型コロナ禍であっても、工夫をすれば防災訓練、防災学習は実施できるはずである。というよりも、やるべきものとする。</p> <p>このように考えない秋田市の危機管理体制に不安を禁じ得ないものである。</p>	<p>5月26日の「県民防災の日」については、「広報あきた」や「魁新聞秋田市広報板」を利用し、市民のみなさんへの防災啓発・災害への備えの必要性についての呼びかけ等を行っており、実働訓練は実施しておりません。</p> <p>秋田市が主催し、例年実施している防災訓練は</p> <ol style="list-style-type: none"> ①総合防災訓練 ②水防訓練 ③土砂災害からの避難訓練 ④津波避難訓練 <p>の4つがあります。</p> <p>このうち、総合防災訓練は、9月1日の「防災の日」にちなんで、その周辺の時期に市内の地域を持ち回りで実施しております。</p> <p>令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの影響もあり、規模を縮小し、雄和地区で実施しております。</p> <p>また、5月の「水防月間」にちなんで水防訓練（令和2年度、令和3年度それぞれ中止）、11月5日の「津波防災の日」にちなんで津波避難訓練（令和2年度、茨島地区を会場に実施）、台風や長雨などの時期（令和2年度中止。例年9月下旬もしくは10月上旬）に土砂災害からの避難訓練など、それぞれ関係機関や地域住民の皆さまに参加、ご協力いただいた訓練を実施しております。</p> <p>なお、町内会や自主防災組織、要配慮者施設などで独自の避難訓練等を実施する場合、可能な範囲で職員を派遣するなどサポートも行っておりますので、お問い合わせください。</p>

3	虐待防止に関する 具体的施策について	5月27日に秋田市要保護児童対策会議に出席した際に説明を受けましたので、返答は不要です。	<p>(秋田市要保護児童対策会議での説明内容)</p> <p>社会福祉審議会資料26ページ項目32に記載されている「支援対象児童等見守り強化事業」が今年度の新規事業となっております。本事業は、秋田市要保護児童対策地域協議会を構成している団体・機関だけでなく、民間団体も含めた地域のネットワークを総動員することで、秋田市要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等だけでなく、支援の必要な児童等を掘り起こし、必要な支援に繋げることを目的とした事業となっております。</p> <p>具体的には、子ども食堂や宅食、学習支援、子どもの居場所づくりなどを行っているNPO等の民間団体が行っている活動を通し支援対象児童等や気になるお子さんの見守りを行ってもらい、定期的に子どもや家庭の状況を報告してもらうことで必要な支援を必要な時に結びつける事業となっております。</p> <p>対象者は現在秋田市要保護児童対策地域協議会に登録されている要保護児童、要支援児童、特定妊婦のほか、ひとり親世帯や経済的に苦しい世帯など、支援ニーズが高かったり、虐待のリスクがある世帯に属する子どもたちとなります。</p>
4	発達障がい児への 具体的な 対応策について	保育施設において最も頭を悩ませている問題のひとつである。 具体的な取り組み内容について説明してもらいたい。	別紙のとおりです。

幼児発達支援事業

事業名	内容	
幼児発達記録票 「キッズ・ステップノート」	教育・保育施設を通じて4歳児の保護者へ配付する。 子どもの様子等をノートに記録することにより、行動発達面に関する保護者の気づきを促す。	
発達相談 「すくすく☆キッズ」	心理	臨床心理士による個別相談を行う。
	医師 言語 心理	小児科医、言語聴覚士、臨床心理士による個別相談を行い、保護者へ助言を行う。
	OB会	発達相談等に、以前参加した年中児、年長児を対象に、学校教育課指導主事等が就学に向けたアドバイスを行う。
出張相談 「キッズ・ステップ応援隊」	臨床心理士等による教育・保育施設への出張相談を行う。 対象児の集団生活の状況を観察し、保護者や施設職員等への助言を行う。	
電話相談 「すくすく電話相談室」	臨床心理士による電話相談を行う。行動発達面の不安をもつ保護者へ相談対応する。	